

(平成 22 年 第 1 回北海道市町村職員退職手当組合議会定例会 橋場 博組合長職務代理者挨拶)

と き 平成 22 年 1 月 27 日(水) 午後 2 時

ところ 北海道自治会館 6 階 特別会議室

本日、ここに平成 22 年第 1 回組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、新年早々何かとご多忙のところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

まず、輝かしい新春を皆様とともにつつがなくお迎えできましたことを、心からお慶び申し上げる次第であります。

又、皆様にはそれぞれの市町村において、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、日々懸命なご努力をされておりますことに対し、深甚なる敬意を表しますと共に、本組合の議員として組合運営の推進にご尽力をいただいておりますことに、心から感謝を申し上げる次第であります。

本組合におきましても、組合設立の原点であります加入自治体財政の相互共済的機能を十分に発揮し、市町村財政の安定と健全化に寄与しつつ、公務にまい進される組合市町村職員の皆様が安心して生涯職務に専念できるための退職手当を追求する重大な責務を肝に銘じ、職員一同と共に組合運営に万全を期してまいる所存であります。

以下、本日の定例会にご提案いたします案件につきましては、先に皆様方に送付いたしました会議案にてご承知いただいているものと存じますが、恒例により当組合の現況報告と共に、提出議案の概要について申し述べ、ご審議に際しての参考に供したいと存じます。

まず、**組合の現況**についてであります。

平成 21 年度における予算執行などの状況につきましては、皆様のお手元に監査委員からの出納検査調書によるご報告がございますので、詳細な説明は省かせていただきますが、本年度も残すところ第 4 半期のみとなった 12 月末における予算の執行率は、歳入において 63.1%、歳出において 11.0%となっており収支差引で 186 億 7 千 5 百万円余りの残高を有して、退職者への給付業務に支障を来すことなく推移いたしております。

次に、同じく 12 月末における退職者への給付業務につきましては、昨年同期と比べ退職者数で 8.1%、退職手当では 13.6%それぞれ減少するという状況で推移いたしております。なお、12 月の退職者分につきましては 1 月以降の支払いになるため、例年と同様この数値には含まれておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。これらの詳細につきましては、後ほどお手元の出納検査調書をお目通しいただきたいと存じます。

次に、**専決処分の報告とその承認**についてであります。その 1 は当組合職員にかかわる給与改定措置等に関するものであります。

この給与改定に関する取り扱いにつきましては、従来から地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、予め当組合議会において指定された事項として専決処分を行ってまいりましたが、今回も国家公務員の給与改定措置に準じ、昨年 11 月 27 日付にて専決処分を実施いたしましたので、今回ご報告を申し上げます

また、その 2 は北海道市町村議会議員公務災害補償等組合及び北海道市町村総合事務組合において、両組合の構成団体である湧別町と上湧別町が合併し、さらに両湧別町学校給食組合が解散することに伴い、両組合同規約の一部改正を行うためのものでありまして、地方自治法第 179 条第 1 項に

基づく専決処分を行いましたので、今回報告をし、ご承認を得ようとするものであります。

続いて、平成 21 年度一般会計補正予算案についてであります。補正の内容とその額の詳細につきましては、ご提案の際にご説明いたしますが、その概略を申し上げますと、まず歳出では、総務費、予備費において所要の減額補正を行うほか、財産収入の増加に伴い基金への積立金に追加補正を行っております。

一方、歳入においては、市町村からの各種負担金と基金運用等の財産収入について当初想定額を上回る見込みとなりましたので、追加可能額の補正を行い、更に諸収入においては預金利子の減少などに伴い減額補正を行うと共に、今回の補正に要する財源調整を基金繰入金に求めることとして減額補正を行った結果、歳入歳出それぞれ 7,313 万 7 千円を追加し、補正後の歳入歳出総額を、359 億 1,196 万 8 千円に定めようとするものであります。

次に、平成 22 年度市町村負担金の負担率についてであります。

組合運営の根幹を成す、この負担金につきましては、平成 20 年 1 月議会において数理専門機関に委託した財政診断を基に作成された「第 2 次一般職員負担率改定計画」の再見直しとしてご協議を賜り、その結果、平成 21 年度以降の負担率についてご理解をいただいたところであります。

このことから、平成 22 年度の負担率につきましては、その際にご協議いただいたとおり特別職は前年度と同率の千分の 320、一般職は前年度から千分の 5 を上げて千分の 195 とすることとして、今回、ご提案をいたした次第であります。

なお、平成 23 年度以降の負担率につきましては、整理・勸奨退職による退職職員数が当該計画再見直し時の想定を上回って推移していたことから、そのことが基金積立額の減少に拍車をかけており、現行計画の見直しが必要な事態となっております。

このため、組合財政の将来予測について、新たに織り込むべき要素を組み入れた財政診断を、昨年、数理専門機関に委託しておりましたが、その成果品を基に現行計画の見直し計画案を策定し、12 月に開催された組合運営委員会においてご協議をいただきました。

つきましては、今定例会終了後に議員全員協議会を開き、見直し計画案についてご協議を頂くことといたしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成 22 年度一般会計予算の大要について、概略をご説明いたします。

まず、歳出であります。総額の 80%強を占める給付費につきましては、特別職分において、前年度当初予算の対比で 18.9%の減額とし、一般職においては、定年退職者が減少し、整理・勸奨退職者についても昨年度からの減少傾向は新年度も続くものと推計した結果、前年度当初予算対比で 5.6%の減額として予算計上いたしております。

更に新年度は、事前納付金と追加負担金との清算を行う年度でありますので、還付が必要となる市町村への清算額を推計し諸支出金として予算計上するほか、清算により市町村から納付される額の一部について基金への積み立てを行うこととしております。

そのほか、一般経常経費、公債費などにつきましても、それぞれ所要の予算措置をいたしております。

一方、歳入におきましては、その 99.8%を占める市町村負担金のうち、普通負担金につきましては、先にご説明いたしましたとおり、新年度における一般職負担率の改定を見込み計上し、そのほ

か、追加負担金、事前納付金もそれぞれ所要額を計上いたしており、更に、事前納付金と追加負担金の清算年にあたり、組合に納付いただく清算納付金につきましても、その額を推計し予算計上いたしました。

更に、財産収入、諸収入などで所要額を計上した結果、平成 22 年度一般会計の当初予算総額を歳入歳出それぞれ 415 億 3,425 万 3 千円に定めようとするものであります。

次に、**職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定**についてであります。これは、当組合における新たな人事管理の方策として、職員の再任用制度の運用を図るため、現行条例のうち再任用に係る部分について追加の条文整備を行い、実際の運用に備えるというものであります。

次に、**組合長選挙**に係る案件であります。現在空席となっております組合長について、当組合規約第 8 条の規定に基づき、本議会において選挙するというものであります。

以上、提出議案の概略について申し述べましたが、詳細につきましては事務局長等をして説明いたさせますので、よろしくご審議いただき、いずれも原案通りご決定賜りますよう、お願い申し上げます。